

## 独立行政法人労働安全衛生総合研究所業務方法書新旧対照表（案）

改正案	現行
<p data-bbox="203 459 394 491">（契約の特例）</p> <p data-bbox="185 531 1099 927">第 25 条 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、<u>2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束</u>を実施するため研究所の締結する契約のうち<u>国際約束</u>の適用を受けるものに関する事務の取扱については、別に定める。</p> <p data-bbox="248 1038 667 1070"><u>附則（平成 26 年 月 日）</u></p> <p data-bbox="203 1110 376 1142">（<u>施行期日</u>）</p> <p data-bbox="185 1182 1099 1286"><u>この業務方法書の変更は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1144 459 1335 491">（契約の特例）</p> <p data-bbox="1126 531 2040 783">第 25 条 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため研究所の締結する契約のうち<u>当該協定</u>の適用を受けるものに関する事務の取扱については、別に定める。</p>